

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 貨物管理</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 輸出入貨物の搬出入関係</p> <p>(搬出関係書類の保存の省略)</p> <p>3-4 倉主等がこの章第 4 節 4-1(1)イに規定する帳簿を保存している場合には、<u>関税法基本通達 34-1(3)イ</u>の規定による搬出関係書類の保存を要しないものとする。</p> <p>また、システムから配信される「輸入許可貨物情報」等の貨物情報についても、同様とする。</p> <p>(長期蔵置貨物報告書の提出の省略)</p> <p>3-5 <u>関税法基本通達 34-1(3)ロ</u>の規定により倉主等が提出することとなっている「長期蔵置貨物報告書」(税関様式 C-3030 号)については、保税取締部門において、システムから配信される「長期蔵置貨物情報」又は「長期蔵置貨物データ」により貨物の蔵置状況の確認に支障がないと認める場合には、当該報告書の提出を省略するものとする。この場合において、保税取締部門が必要と認める場合には、当該長期蔵置貨物情報を該当するシステム参加保税地域の倉主等に送付し、長期蔵置貨物の蔵置状況について調査、確認し、必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 保税台帳関係</p> <p>(システム参加保税地域における帳簿の取扱い)</p> <p>4-1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 帳簿の保存方法</p> <p>イ 電磁的記録による保存</p> <p>上記(1)イの帳簿について、電磁的記録(民間事業者等が行う書面</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 貨物管理</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 輸出入貨物の搬出入関係</p> <p>(搬出関係書類の保存の省略)</p> <p>3-4 倉主等がこの章第 4 節 4-1(1)イに規定する帳簿を保存している場合には、<u>関税法基本通達 34 の 2-1(3)イ</u>の規定による搬出関係書類の保存を要しないものとする。</p> <p>また、システムから配信される「輸入許可貨物情報」等の貨物情報についても、同様とする。</p> <p>(長期蔵置貨物報告書の提出の省略)</p> <p>3-5 <u>関税法基本通達 34 の 2-1(3)ロ</u>の規定により倉主等が提出することとなっている「長期蔵置貨物報告書」(税関様式 C-3030 号)については、保税取締部門において、システムから配信される「長期蔵置貨物情報」又は「長期蔵置貨物データ」により貨物の蔵置状況の確認に支障がないと認める場合には、当該報告書の提出を省略するものとする。この場合において、保税取締部門が必要と認める場合には、当該長期蔵置貨物情報を該当するシステム参加保税地域の倉主等に送付し、長期蔵置貨物の蔵置状況について調査、確認し、必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 保税台帳関係</p> <p>(システム参加保税地域における帳簿の取扱い)</p> <p>4-1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 帳簿の保存方法</p> <p>イ 電磁的記録による保存</p> <p>上記(1)イの帳簿について、電磁的記録(民間事業者等が行う書面</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。以下この節において同じ。）により保存する場合は、<u>関税法基本通達 34-4</u>に準じて取り扱うものとする。</p> <p>この場合において、システムより配信される民間管理資料を、そのままの形式（CSV方式）で電磁的記録に保存することを認めるものとするが、特に必要と認める場合には、整然とした表形式で見読できることとする。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(4) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 保稅運送關係</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 保稅運送申告等に係る貨物の發送手續及び到着確認</p> <p>（保稅運送貨物の發送手續）</p> <p>2-1 システムにより保稅運送の承認がされた貨物を發送する場合の手續は、保稅運送の承認を受けた者等に対し、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>貨物を運送する場合には、「保稅運送承認通知書」（<u>関税法基本通達 34-1(4)</u>に規定する書面の写し又は電磁的記録等を含む。）を携行することを求めるものとする。</p> <p>なお、「保稅運送承認通知書」に「要確認」又は「要施封」の表示がある貨物の發送に当たっては、上記(1)の規定に準じて取扱うものとする。</p> <p>また、貨物を發送する際に發送地の倉主等が行う搬出手続は、<u>関税法基本通達 34-1</u>の(1)ロの規定に準じて行うことを求めるものとする。</p>	<p>の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。以下この節において同じ。）により保存する場合は、<u>関税法基本通達 34 の 2-4（電磁的記録による帳簿の保存）</u>に準じて取り扱うものとする。</p> <p>この場合において、システムより配信される民間管理資料を、そのままの形式（CSV方式）で電磁的記録に保存することを認めるものとするが、特に必要と認める場合には、整然とした表形式で見読できることとする。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(4) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 保稅運送關係</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 保稅運送申告等に係る貨物の發送手續及び到着確認</p> <p>（保稅運送貨物の發送手續）</p> <p>2-1 システムにより保稅運送の承認がされた貨物を發送する場合の手續は、保稅運送の承認を受けた者等に対し、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>貨物を運送する場合には、「保稅運送承認通知書」（<u>関税法基本通達 34 の 2-1(4)</u>に規定するファクシミリ送信された書類を含む。）を携行することを求めるものとする。</p> <p>なお、「保稅運送承認通知書」に「要確認」又は「要施封」の表示がある貨物の發送に当たっては、上記(1)の規定に準じて取扱うものとする。</p> <p>また、貨物を發送する際に發送地の倉主等が行う搬出手続は、<u>関税法基本通達 34 の 2-1</u>の(1)ロの規定に準じて行うことを求めるものとする。</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 節 個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（個別運送貨物の発送手続）</p> <p>4-1 システムを使用して個別運送が行われる場合の発送手続等については、個別運送を行う者等に対し、次により行うよう求めるものとする。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合 海上貨物を運送する場合にあっては、税関が特に指示をした場合を除き、「個別運送受付情報」（<u>関税法基本通達 34-1(4)</u>に規定する書面の写し又は電磁的記録等を含む。以下この項において同じ。）等の携行を要しないものとし、航空貨物を運送する場合にあっては、「SLIP FOR TRANSPORTATION」の携行を要することとなるので留意する。 ただし、税関が特に指示をした場合を除き、あらかじめ到着地の倉主等が「SLIP FOR TRANSPORTATION」の内容を確認しており、搬入貨物の確認に支障がない場合には携行を要しないものとする。 なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 3 節 3-1(2)の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（特定保税運送貨物の発送手続）</p> <p>6-1 システムを使用して特定保税運送が行われる場合の発送手続等については、海上貨物を運送する場合にあっては、税関が特に指示をした場合を除き、「特定保税運送受付情報」（<u>関税法基本通達 34-1(4)</u>に規定する書面の写し又は電磁的記録等を含む。以下この項において同じ。）の携行を要しないものとし、航空貨物を運送する場合にあっては、「特定保税運送受付書」の携行を要することとなるので留意する。ただし、税関が特に指示をした場合を除き、あらかじめ到着地の倉主等が「特定</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（個別運送貨物の発送手続）</p> <p>4-1 システムを使用して個別運送が行われる場合の発送手続等については、個別運送を行う者等に対し、次により行うよう求めるものとする。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合 海上貨物を運送する場合にあっては、税関が特に指示をした場合を除き、「個別運送受付情報（<u>関税法基本通達 34 の 2-1(4)</u>に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」等の携行を要しないものとし、航空貨物を運送する場合にあっては、「SLIP FOR TRANSPORTATION」の携行を要することとなるので留意する。 ただし、税関が特に指示をした場合を除き、あらかじめ到着地の倉主等が「SLIP FOR TRANSPORTATION」の内容を確認しており、搬入貨物の確認に支障がない場合には携行を要しないものとする。 なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 3 節 3-1(2)の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（特定保税運送貨物の発送手続）</p> <p>6-1 システムを使用して特定保税運送が行われる場合の発送手続等については、海上貨物を運送する場合にあっては、税関が特に指示をした場合を除き、「特定保税運送受付情報（<u>関税法基本通達 34 の 2-1</u>に規定する<u>ファクシミリ送信された書類</u>を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとし、航空貨物を運送する場合にあっては、「特定保税運送受付書」の携行を要することとなるので留意する。ただし、税関が特に指示をした場合を除き、あらかじめ到着地の倉主等が</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>保税運送受付情報」の内容を確認しており、搬入貨物の確認に支障がない場合には携行を要しない。</p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 3 節 3 - 1 (2) の規定により行うことを求めるものとする。</p>	<p>「特定保税運送受付情報」の内容を確認しており、搬入貨物の確認に支障がない場合には携行を要しない。</p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 3 節 3 - 1 (2) の規定により行うことを求めるものとする。</p>